令和８年４月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 615 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和８年
（2026年）
４月号
第615号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



弘法山古墳と桜

「弘法山古墳と桜」（松本市）

松本市南東部の並柳地区に位置する弘法山古墳は、弘法山の山頂に築かれた古墳で、東日本最古級とされる３世紀末から４世紀中ごろの前方後方墳と考えられています。その歴史的価値は高く、国の史跡にも指定されています。山頂からは松本平や北アルプスを一望できる絶景が広がり、古墳としての価値のみならず、訪れる人々に雄大な眺望をもたらしてくれます。

この弘法山古墳が特に多くの人でにぎわうのが春の季節です。古墳を囲むように約3,000本もの桜が植えられており、一斉に咲き誇る様子は圧巻の美しさ。これらの桜は、今から40年ほど前にライオンズクラブの方々と地域住民の手によって植えられたもので、地域の人々の想いが今も花を咲かせています。山頂からは桜越しに北アルプスの峰々が望めるほか、薄川堤防など松本市内各地の桜並木を高所から一望できるのも、ここならではの醍醐味です。

今年は春先の高い気温の影響で平年より早めの開花予想もあるようです。開花の時期には例年多くの観光客が訪れるため、交通規制が実施されます。お越しの際は、ぜひ公共交通機関のご利用もご検討ください。

（澤田恵輔編集委員）

確認印	みんなで回覧しましょう。								
	社長							経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
松本博労町ビル５階

令和７年度 青年部租税教育活動報告

松本法人会青年部では令和７年度も小学校側のご理解と松本税務署さんにご協力をいただき、開催校数22校、受講児童数1,344名を対象とした租税教室を開催し講師役を担当いたしました。１月には目標に掲げていた松本税務署管内全54校での租税教室講師役担当を達成することができました。（平成23年度の活動開始以来。）

青年部では租税教育活動を、税に携わる法人会らしく、そして地域のこども達と直接触れ合うことができる社会貢献活動として非常にやりがいのある事業と考えており、新年度も積極的に取り組んでまいります。

【令和７年度 租税教室開催記録】

①**５月８日**　塩尻市立洗馬小学校（32名）
講師役　安田　　優　氏（コモン・コンサルティング㈱）

②**５月13日**　松本市立島立小学校（47名）
講師役　川出　哲敬　氏（㈱滝澤工務店）

③**５月15日**　塩尻市立宗賀小学校（31名）
講師役　小笠原拓也　氏（㈲オフィスオオタ）

④**５月16日**　安曇野市立明北小学校（14名）
講師役　岩垂　巧磨　氏（㈲明北電気工業）

⑤**６月５日**　松本市立源池小学校（42名）
講師役　小倉　洋平　氏（社労士法人未来経営）

⑥**６月10日**　塩尻市立桔梗小学校（128名）
講師役　安田　　優　氏（コモン・コンサルティング㈱）

⑦**６月18日**　松本市立二子小学校（35名）
講師役　赤羽俊太郎　氏（（合同）地域政治経済研究会）

⑧**７月１日**　松本市立旭町小学校（58名）
講師役　川出　哲敬　氏（㈱滝澤工務店）
　　滝沢　直美　氏（㈱ネックレス）

⑨**７月８日**　松本市立開智小学校（98名）
講師役　原　　誠治　氏（㈱事務）
　　染谷　香織　氏（大同生命保険㈱松本支社）

⑩**７月９日**　松本市立今井小学校（20名）
講師役　川出　哲敬　氏（㈱滝澤工務店）

⑪**７月10日**　安曇野市立豊科北小学校（91名）
講師役　金井はるか　氏（大同生命保険㈱松本支社）
　　事務局

⑫**７月15日**　松本市立波田小学校（140名）
講師役　安藤　崇博　氏（㈱御菓子処竹屋）
　　川澄　智史　氏（㈲川澄写真店）
　　村上　　護　氏（㈱むすび）
　　川上　　誠　氏（川上誠土地家屋調査士事務所）
　　武田侑宇太　氏（㈱八十二長野銀行）
　　酒井　結衣　氏（㈱八十二長野銀行）

⑬**７月16日**　松本市立並柳小学校（40名）
講師役　安田　　優　氏（コモン・コンサルティング㈱）

⑭**７月18日**　松本市立筑摩小学校（62名）
講師役　小川原健太　氏（㈱小川原塗装店）

⑮**８月29日**　安曇野市立三郷小学校（145名）
講師役　川出　哲敬　氏（㈱滝澤工務店）
　　安田　　優　氏（コモン・コンサルティング㈱）
　　矢澤　毅彦　氏（安曇野市議会議員）

⑯**９月２日**　松本市立明善小学校（67名）
講師役　事務局

⑰**９月17日**　安曇野市立明南小学校（29名）
講師役　矢澤　毅彦　氏（安曇野市議会議員）
　　犬飼　　繁　氏（㈲明金堂書店）

⑱**９月19日**　松本市立四賀小学校（21名）
講師役　花村　佑子　氏（あづみ野エフエム放送㈱）
　　草田　章夫　氏（㈱草田組）

⑲**11月11日**　松本市立島内小学校（127名）
講師役　安田　　優　氏（コモン・コンサルティング㈱）

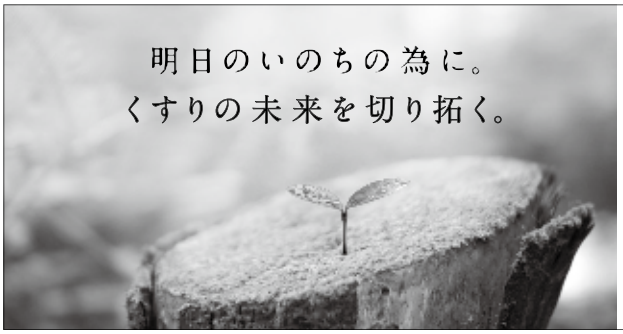
⑳**１月16日**　松本市立菅野小学校（102名）
講師役　赤羽俊太郎　氏（（合同）地域政治経済研究会）

㉑**１月16日**　塩尻市立楢川小中学校（10名）
講師役　川出　哲敬　氏（㈱滝澤工務店）
※松本税務署管内全小学校での租税教室講師役担当達成

㉒**２月19日**　松本市立安曇小学校（５名）
講師役　事務局

合計：開催校22校、受講者数 1,344名

どこでも申告・納税　イータックス（https://www.e-tax.nta.go.jp）



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。
KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号



皆さん こんにちは♪

有限会社　富創設備
松本市波田
代表取締役社長　**谷上　拓摩　氏**

『地元の皆さんに頼りにしていただける会社を目指して』

松本市波田にあります㈲富創設備さんの代表取締役社長 谷上拓摩さんをご紹介いたします。富創設備さんは昭和63年９月に谷上さんの義理のお父様が創業され、経験豊富で技術力の高い社員さん達やご家族でお仕事をされています。事業内容は設備工事全般のお仕事で、住宅やビルの給排水衛生工事、上下水道本管工事を松本市、安曇野市、塩尻市、山形村などを拠点に活動されています。

谷上社長さんは必要な資格を取得し、数々の現場をこなして経験を積まれ、昨年９月に現会長である義理のお父様から会社を引き継ぎ頑張っておられます。現場管理や関係機関との打ち合わせなど経営全般にかかわる仕事をこなされており毎日忙しい日々を過ごされていますが、消防や商工会など地域のための活動にも汗を流されています。谷上さんは、地元のお客様を大事にし『水道工事で困ったら「富創設備」と言っていただけるような、地元の皆さんに頼りにしていただける会社にしていきたい』と力強く話されました。お休みの時は釣りでリフレッシュされているとのこと。ご家族で海釣りにも行かれて、楽しい時間を過ごされているという谷上さんの益々のご活躍をご期待いたします。



（深澤和紀編集委員）

頑張ってます!!



『信頼される人・サービス・セールス・会社を目指して』

アウディ松本
塩尻市広丘吉田
栁本　康裕　氏

塩尻市広丘吉田にございますアウディ松本は、長野県唯一のアウディ正規ディーラーである長野ヤナセ AG ㈱が運営する松本エリアの販売店です。先進技術に溢れたアウディの新車・認定中古車をご提供し、確かなサービス技術で皆様に安心を届けられています。

今回、10年以上の営業キャリアを誇る栁本さんにお話を伺いました。栁本さんに日ごろから心掛けていることを伺うと「“信頼される人・サービス・セールス・会社を目指す”という社是を実現するために、お客様との約束をしっかり守ることを心掛けています。その積み重ねで“あなたに任せて良かった”という言葉をお客様からいただけた時は本当に嬉しいです。」とお話しくださいました。また、これからの目標を伺うと「アウディ車の機能性はもちろん、洗練されたデザインには絶対的な自信を持っています。信州の自然豊かな風景や趣ある街並みにもアウディ車は絶対に調和し、映えると確信しているので、街中にもっとアウディ車が増えるように頑張ります。昨年からは法人会会員企業の方を対象とした特別優待プログラムも実施していますので、ご興味お持ちの方はお声掛けください！」とお答えいただきました。栁本さんの益々のご活躍をお祈りしております。

（澤田恵輔編集委員）

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑⑦〕源泉所得税関係

通勤手当の非課税限度額の改正について

Q. 通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられたと聞きましたが、その内容を教えてください。

A. 令和７年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和７年11月20日に施行され、令和７年４月１日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

詳しい内容については、「国税庁ホームページ／利用者別に調べる／源泉徴収義務者の方／通勤手当の非課税限度額の改正について」をご参照ください。

○改正後の非課税限度額

改正後の１か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分		課税されない金額	
		改正後（令和７年４月１日以後適用）	改正前
①交通機関又は有科道路を利用している人に支給する通勤手当		１か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 150,000 円）	同左
②自動車や自転車などの交通用具を使用してる人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55km 以上である場合	38,700 円	31,600 円
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合	32,300 円	28,000 円
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	25,900 円	24,400 円
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	19,700 円	18,700 円
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	13,500 円	12,900 円
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合	7,300 円	7,100 円
	通勤距離が片道 2㎞以上 10km 未満である場合	4,200 円	同左
	通勤距離が片道 2km 未満である場合	（全額課悦）	同左
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		１か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度　150,000 円）	同左
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		１か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度　150,000 円）	同左

（税制委員会：忠地祐一、草間俊文、小池尚彦　グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）

労務レポート

令和８年(2026年)４月から被扶養者認定に関する取扱いが変更されます。

社会保険労務士　上　嶋　　宏



令和８年４月１日から、いわゆる「130万円の壁」対策として、**被扶養者認定における年間収入の判断方法が大きく変更**されます。従来は「過去の収入」「残業代を含む今後１年間の収入見込み」で判定していましたが、今後は**労働契約内容に基づく年間収入を基準とする**ことが原則となります。

■主な変更点

１．判定基準の明確化

被扶養者の収入が**給与収入**のみで、労働契約上の収入が基準額未満であれば原則認定されます。残業代などの所定外賃金は「**見込みが難しいため原則含めない**」と明確化されました。

２．必要書類の変更

認定申請には

・労働条件通知書の添付

・給与収入のみである旨の申立てが必要となります。従来必要だった「一時的な収入変動に関する事業主証明」は、契約内容で基準を満たす場合は不要となります。

３．臨時収入の扱い

賞与など想定外の臨時収入で結果的に130万円を超えても、**社会通念上妥当な範囲であれば認定取消し不要です。**ただし、実態と契約内容が乖離し、賃金を不当に低く記載していたと判断される場合は取消しの可能性があります。

４．実態確認の重要性

残業が恒常化し収入が基準を超える状態が続く場合、当年度は一時的変動として扱われますが、**翌年度以降の扱いは明確でありません。**

企業は、労働条件通知書が古い場合、課税証明書や給与明細の提出を求め、契約内容との整合性を確認することが推奨されます。

■企業への影響

被保険者を雇用する企業

・被扶養者認定依頼に備え、案内文や社内様式の整備が必要です。

・シフト制などで収入が不明確な場合は、独自様式や健康保険組合の現況表を活用し情報収集を行いましょう。

被扶養者を雇用する企業

・労働条件通知書に労働時間数・休日を明確に記載する必要があります。

・実態が契約と乖離している場合は、労働契約法に基づき契約内容を実態に合わせて変更すべきです。

■制度周知の必要性

労働者に対し、下記について周知が必要となります。

・残業による一時的収入増ならば扶養申請が可能であること。

・残業による一時的収入増ならば扶養から外れないための就業調整などが不要になること。

■短時間労働者の社会保険適用拡大との関係

被扶養者認定は「収入」で判断されますが、社会保険加入は「労働時間」で判断されています。

週20時間以上の勤務が恒常化した場合、**３か月目から被保険者資格を取得**する可能性があります。扶養の範囲内で働く労働者は、収入と労働時間の双方を踏まえ働き方を検討する必要があります。

■まとめ

今回の改正により、被扶養者認定は**契約内容ベースで予見可能性が高まりました。**一方で、契約と実態の乖離がある場合のリスクは増すため、企業は労働条件通知書の整備と実態確認を徹底する必要があります。令和８年４月以降は、被扶養者異動届の様式改正や追加通知も予定されており、継続的な情報収集を行いましょう。

上嶋社会保険労務士事務所

〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5

TEL.0263-88-6927　FAX.0263-88-6928

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE

Nabelin

鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

青年部コーナー

ー第51回通常総会ー

日　時　４月28日㈫　18:00 ～ 21:30
〔通常総会〕 18:00 ～ 18:45
・令和７年度事業報告、および収支決算報告
・令和８年度事業計画案、および予算案
〔特別プログラム〕 18:55 ～ 19:55
・テーマ：和田賢司の生成 AI 講座
「最新のAI事情と明日から使える生成AIをご紹介」
講師：和田賢司氏
(㈱ｻﾝｼﾝﾜｰｸｽ代表/諏訪法人会青年部長)
〔祝賀会〕 20:00 ～ 21:30
会　場　アルピコプラザホテル
※ご案内状の出欠通知を必ずご返送ください。

女性部コーナー

ー第47回通常総会ー

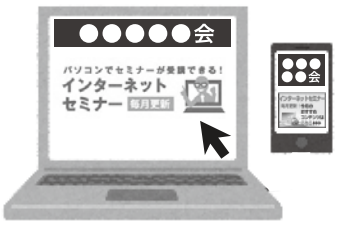
日　時　４月23日㈭　15:30 ～ 19:20
〔研修会〕 15:30 ～ 16:30
テーマ：「消費税　不正還付の実態」
講　師：松本税務署法人課税第一部門統括官
菅原　猛志　氏
〔通常総会〕 16:40 ～ 17:20
・令和７年度事業報告、および収支決算報告
・令和８年度事業計画案、および予算案
〔祝賀会〕17:30 ～ 19:20
会　場　アルピコプラザホテル
※ご案内状の出欠通知を必ずご返送ください。

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

会員向けサービス

インターネットセミナーの視聴方法

STEP 1
松本法人会のHPより セミナー・オンデマンド サイトにアクセス



インターネットセミナーの バナーを選択します

STEP 2
ＩＤ・パスワードを 入力してログイン

ログインはこちら

ID：○○○○
パスワード：△△△△

会員ＩＤ：hj0915
パスワード：8080

STEP 3
学びたいセミナーを お選びください



※様々なジャンルで700タイトル以上の豊富なセミナー

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

広報誌「まつもとほうじん」

ページ数変更に関するお知らせ

平素より当会広報誌「まつもとほうじん」をご愛読いただき、誠にありがとうございます。
このたび、諸般の事情により当月号より誌面のページ数を一部削減させていただくこととなりました**（12頁→８頁に変更）**。
内容につきましては、引き続き皆さまに満足いただける情報をお届けできるよう取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

松本法人会では企業における健康経営推進に役立つ情報をお届けいたします♪

健康経営情報コーナー

～健康経営って何だろう？～

「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。（経済産業省 HP より）

会社の４大経営資源とも呼ばれる【ヒト】【モノ】【カネ】【情報】。この中で【ヒト】の分野について考えるとき、企業にとって“従業員が心身ともに元気で健康に働いてもらうこと”はとても大切であり、それが会社の成長、発展につながっていきます。

とりわけ人手不足が深刻化している昨今、従業員が心や体の不調により休業・退職せざるを得ない状況になってしまうことで企業に大きなマイナスの影響が出てしまうこともあり得ます。そうならないよう、企業が今いる従業員を大切に思い、企業の戦略として心身の健康につながる取り組みに力を入れていくことの重要性が増しています。

～企業が健康経営に取り組むメリット～

企業が“誰もが働きやすい職場の実現・従業員の身体と心の健康増進”を目指すことで『生産性・業績の向上』『人財定着･離職率の低下』『企業のイメージアップ・採用力強化』等につながると考えられています。こうした取り組みを推進する企業を“見える化”する取り組みとして、経済産業省が推進し、日本健康会議が認定を行う【健康経営優良法人】認定制度があり、これに認定されることで従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な信頼や評価を受けることが期待されます。また認定企業は融資優遇（長野県中小企業振興資金）や公共調達の加点評価（松本市）なども得られます。



～具体的に何をするの？～



企業の規模や職種によって異なりますが、難しい事ばかりではありません。すでに取り組まれていることの中には、健康経営の施策として該当するものもあるかもしれません。

例えば…「健康診断の実施→検査・治療などの受診勧奨」「有給取得の推奨」「運動の推奨・運動機会の提供」など

～どうして法人会が健康経営を推進するの～

何よりも会員企業の皆様に健康面も財務面も元気になっていただきたいというおもいがあります。各企業ができる範囲内で取り組むことで従業員さんの健康につながり、それが会社の元気につながることを応援いたします。結果的に企業が元気になることで業績向上→税収増、併せて健康な方が増えることで医療費の削減につながり、大きな視点で財政の健全化の一助になればと願っています。

～松本法人会では～

全国法人会総連合などから提供される健康経営に関する情報や、当会会員企業が実践している健康経営に関する取り組みについての情報をお届けいたします。こうした取り組みにご協力いただく“松本法人会健康経営推進員”に㈱ネックレスの滝沢直美さんにご就任いただきました。今後、滝沢さんにご協力をいただきながら広報誌「まつもとほうじん」にて、会員企業の皆様に役立てていただけるような健康経営に関する情報をお届けいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします！※年間２回（４月号・１０月号）を予定いたします。

≪松本法人会 健康経営推進員のご紹介≫



皆様はじめまして。この度､「健康経営推進員」を務めさせていただくことになりました。私自身、過去に交通事故で労働生産性の低下を痛感した経験があります。松本平の経済を元気にしていきたい経営者の一人として、経営視点も活かした実戦的な健康づくりのヒントを皆様にお伝えしていけたらと思っています。どうぞよろしくお願いします！

株式会社ネックレス　代表取締役　滝沢直美

４月の予定

２日広報委員会・同編集会議　３日税制委員会・同グループ会議　６日研修委員会　７日組織委員会　10日正副会長会、４月役員会　14日決算説明会（松本会場）　15日厚生委員会　20日新設法人説明会　21日決算説明会（塩尻会場）　23日女性部第47回通常総会　24日総務委員会　28日青年部第 51 回通常総会　30日監査会

決　算　説　明　会

（法人税・消費税 /3月決算法人対象）

【松本会場】４月14日㈫ 14:00～16:00
松本市勤労者福祉センター「大会議室」

【塩尻会場】４月21日㈫ 14:00～16:00
塩尻市市民交流センター（えんぱーく）４階会議室

大同生命保険㈱松本支社
人事異動に関するお知らせ

当会の福利厚生制度を担当する大同生命保険㈱松本支社におきまして、この程行われた人事異動により、新たに次の方々が着任されました。

≪着任≫（敬称略）

松本支社支社長　乾　　展郎
（前任：山口支社支社長）

同　第一営業課長　宮本　陵太朗
（前任：お客さまバリュー開発部部付課長）

同　法人会推進課長　桐本　善次
（前任：富山支社法人会推進課長）

それに伴い、これまでお世話になりました内部浩一支社長（新任地：福井支社支社長）、谷口剛第一営業課長（新任地：福岡支社第三営業課長）、川渕裕法人会推進課長（新任地：長野支社法人会推進課長）が異動されました。

地区トピックス　『扇子田公園リニューアル』



松本市波田地区にあります『扇子田公園』が中部縦貫自動車道・松本市波田道路建設に伴い、３人制バスケットボールコート２面やスケートボード場、ラジコンコース、壁打ち用のテニスコート、小さいお子さんが楽しめる遊具のある芝生の公園などの移設が終了して駐車場も大幅に増えました。市民の皆様の健康増進につながる運動の場として、また憩いの場としての活用が期待されます。**（深澤和紀編集委員）**

川柳コーナー

さあやるぞ
磨いた知識で
新年度

アクセルと
ブレーキ使い
良い運転
無筆

皆の手で
止めねばならぬ
だいさんじ
新米

あとがき

『防災』とは、いつ起こるかわからない自然災害に対し、「自分だけは大丈夫」という思い込みを捨て、日常の中に防災を溶け込ませることが重要だと思います。まず今日からできることは、「想像力のトレーニング」です。今、大きな揺れが来たら何が倒れてくるか、避難ルートに障害物はないかを考えるだけで、生存率は大きく変わります。家具の固定や、寝室に厚底のスリッパを置くといった小さな備えが、いざという時の致命傷を防ぎます。また、特別な備蓄ではなく、普段食べている食品を多めに買い置きし、古い順に消費する「ローリングストック」を取り入れていく事も大事だと思います。これにより、日常の延長線上で無理なく「食の安全」を確保できます。防災は「イベント」ではなく「習慣」だと思います。地域のハザードマップを確認して、家族と連絡手段を共有しておく。そんな「日常の地続きにある備え」こそが、災害時に私と大切な家族、周りの人の命を守る最強の武器になると思います。

いつ起こるかわからない『自然災害』、忙しい毎日の中でも頭の片隅に『防災意識』を忘れずにいたいと思います。

（深澤）

（本号編集委員：深澤和紀　澤田恵輔）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社